

田辺周辺広域市町村圏組合の財政状況の作成および公表に関する条例

制定 昭和46年6月26日 条例第15号

改正 平成17年5月1日 条例第3号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項に規定する財政状況の公表に関する文書（以下「財政状況」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(財政状況の作成と公表)

**第2条** 財政状況の作成と公表については、田辺市の財政状況の公表に関する条例（平成17年田辺市条例第47号）を準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年5月1日条例第3号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。